

# 大阪府アドプトフォレスト制度 実施要領

## (目的)

- 第1条 本制度は、府内の森林（私有林、共有林、市町村有林等）における森づくり活動への参画を希望する事業者と森林所有者を大阪府がマッチングし、事業者が森林所有者の同意のもと実施する森づくり活動を通じて、森林環境の保全や地球温暖化防止、脱炭素社会の実現、**SDGs**（持続可能な開発目標）等の達成に寄与することを目的とする。
- 2 本実施要領は、アドプトフォレスト制度に基づく森づくり活動（以下、「アドプトフォレスト活動」という）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (事業者の要件)

- 第2条 アドプトフォレスト活動に参画できる事業者は、企業、NPO、学校等の団体とする。なお、法人格のない団体は、代表者を定め、会則約款等を有し、団体としての活動実績を確認できる場合に限る。
- 2 事業者又はその代表者、役員等が次のいずれかに該当する場合、アドプトフォレスト活動に参画することができない。
- (1) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等である場合。
  - (2) 公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。
  - (3) その他知事が不相当と認める場合。

## (手続き)

- 第3条 アドプトフォレスト活動開始までの手続きは、次のとおりとする。
- (1) アドプトフォレスト活動への参画を希望する事業者は大阪府に相談を行う。
  - (2) 同事業者は別記様式1号と別記様式2号に必要事項を記入後、大阪府に提出し、第2条第2項(1)～(3)のいずれにも該当しないことの確認を受ける。
  - (3) 同事業者は大阪府に希望する活動内容（活動内容や活動地の場所等）を伝え、大阪府より活動候補地の提案を受ける。
  - (4) 同事業者は、活動候補地について大阪府と協議を行いアドプトフォレスト活動の内容及び活動地を決定する。
  - (5) 同事業者は活動支援団体と安全対策や経費（活動に係る実費）の負担等について協議する。
  - (6) 同事業者は大阪府と共に活動候補地の森林所有者、市町村、活動支援団体等と協議しアドプトフォレスト活動に係る事項を定めた協定書（以下、「協定書」という）案及び森づくり活動計画書（以下、「活動計画書」という）案を作成する。その際、別記様式第3号と第4号を雛型として作成する。
  - (7) 同事業者、活動地の森林所有者、活動地が所在する市町村及び大阪府の4者又は当該4者に活動支援団体を加えた5者（以下、「協定関係者」という）で協定書を締結する。
  - (8) 大阪府の主催する調印式において、同事業者は協定関係者と調印書を締結する。

- (9) 同事業者は協定書を締結した後にアドプトフォレスト活動を開始することができる。その際、必要に応じて大阪府は助言等を行う。

(協定書の内容)

第4条 協定書に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動地の場所や協定期間、目的、役割分担、権利事項及びその他必要な事項。なお、協定期間は締結日より5年とする。ただし、協定関係者で協議し、全員の合意がある場合は、この限りではない。
- (2) 協定書を作成する際に、活動の内容やその他の取り決め事項について、活動計画書として定める。

(樹木等の所有権)

第5条 活動地に事業者が植栽した樹木等の所有権は土地所有者に帰属する。また、他の協定関係者はその所有権その他いかなる物権も主張しないものとする。ただし、土地所有者から認められたものについてはこの限りでない。

(その他)

第6条 この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協定関係者で協議して定める。

附則

この要領は、令和6年2月**28**日から施行する。

## 要件確認申立書

大阪府知事 様

大阪府アドプトフォレスト制度実施要領（以下「実施要領」という。）第2条第2項の規定に基づき、アドプトフォレスト活動に参画するにあたり、私（当団体）は、下記1～6までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、実施要領第2条第2項(1)～(3)までのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、実施要領第2条第2項に基づき、アドプトフォレスト活動への参画を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）
- 4 暴力団密接関係者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、公安委員会規則で定める者をいう。）
- 5 公序良俗に反する活動を行っている
- 6 その行為が大きく社会の社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

## 暴力団等審査情報

大阪府アドプトフォレスト制度実施要領（以下「実施要領」という。）第2条第2項の規定に基づき、アドプトフォレスト活動に参画するにあたり、実施要領第2条第2項(1)に該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

### 《役員情報》

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日 : 年 月 日

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日 : 年 月 日

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日 : 年 月 日

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日 : 年 月 日

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日 : 年 月 日

令和 年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

# アドプトフォレスト **活動地名** **活動名** 協定書

**事業者**名(以下「甲」という。)、**森林所有者**(以下「乙」という。)、**活動支援団体**(以下「丙」という。)、**市町村**(以下「丁」という。)及び大阪府(以下、「戊」)は、別添「アドプトフォレスト**活動名**計画書」(以下「計画書」という。)に基づき甲が行う森づくり活動(以下「活動」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

## (協定の目的)

第1条 甲は、第2条に規定する森林において、活動を実施することにより森林環境の保全に貢献するものとし、乙、丙、丁及び戊は、甲の活動に対し誠意をもって協力する。

## (活動の対象とする森林)

第2条 この協定により、甲が活動を行う森林(以下「協定対象森林」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林の所在 **活動地の住所**
- (2) 面積 **〇.〇ha**
- (3) 対象区域 計画書図面による

## (協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、**令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日**までとする。

- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、協定期間満了後も引き続き協定を更新しようとする時は、協定期間満了日までに、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、改めて所要の手続きをとる。
- 3 乙は、この協定期間中に土地を第三者に譲渡する場合は、当該第三者にこの協定に定める甲の権利及び義務を承継させるとともに、予め甲に通知する。

## (活動の実施および保証の制限)

第4条 甲は、協定対象森林における活動を計画書に基づき実施するものとし、丙は活動実施において、甲を支援する。ただし、甲は、計画書に記載の活動内容の達成を保証するものではない。

- 2 活動の実施にあたっては、甲の社員およびその関係者が乙所有の第2条の土地に立ち入って活動することについて乙は承諾する。

## (所有権)

第5条 協定区域の土地に植栽する樹木等の所有権は、乙に帰属し、甲、丙、丁及び戊はその

所有権その他いかなる物権も主張しないものとする。ただし、乙が別に物権を認めたものについてはこの限りではない。

(指導及び助言)

第6条 乙、丙、丁及び戊は、甲がこの協定に基づく活動を適切に実施できるよう指導及び助言等を行う。

(信義誠実の義務)

第7条 甲、乙、丙、丁及び戊は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

(その他)

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、定めのない事項、若しくは協定事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が、協議して定める。

この協定の証として、この証書を5通作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲	事業者名	役職	氏名
乙	土地所有者の住所		氏名
丙	活動支援団体名	役職	氏名
丁	市町村町名	市長村長	氏名
戊	大阪府〇〇農と緑の総合事務所	所長	氏名

アドプトフォレスト **活動地名**  
**活動名** 活動計画書

1 森林保全活動の目的

2 森づくり活動内容

樹種・現況	実面積 (見込)	活動内容
	〇.Oha	

3 活動スケジュール

活動内容	令和〇年	令和〇年	令和〇年	令和〇年	令和〇年

4 必要経費

(千円)

活動内容	令和〇年	令和〇年	令和〇年	令和〇年	令和〇年

※経費については概算であり、活動状況に応じて委託先の活動支援団体等と協議の上、決定するものとする。

5 活動区域図

